

猪名川町所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要
綱

令和 6 年 7 月 2 4 日

要 綱 第 8 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 3 0 年法律第 4 9 号。以下「法」という。）第 4 7 条第 1 項の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の役職名、氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 所有者不明土地の利用の円滑化等推進を図る活動の実績を記載した書面
- (8) 所有者不明土地の利用の円滑化等推進を図る活動を実施する地域を示す図面
- (9) 法第 4 8 条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成 2 4 年条例第 7 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有していないことを誓約する書面（様式第 2 号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当するかを審査し、適当と認める場合は、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は町内で所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 業務の内容が法第48条各号の規定に照らして適切なものであること。
- (3) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制、人員体制及び活動実績を有していること。
- (4) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するための経済的基礎及び業務に必要な財源を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係する行政機関、民間組織等と連携を図ることが可能と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 暴力団に該当し、又は暴力団若しくは暴力団員との関係を有している者

イ 第8条第1項の規定による指定の取消処分を受けた者にあつては、当該取消処分から1年を経過していない者

ウ 第8条第1項の規定による指定の取消処分を受ける前に第5条第1項の業務の廃止の届出を行った者にあつては、当該届出の日から1年を経過していない者

エ その他町長が推進法人の指定を行うことについて不適当と認めた者

2 町長は、前項の規定により申請者を推進法人として指定した場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 町長は、第1項の規定に基づき、申請者を推進法人として指定を行うことについて不適当と認めた場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人不指定通知書（様式第4号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第47条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 推進法人は、その業務の全部を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第7号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、当該推進法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を町長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表又はこれらに相当する書類を町長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、推進法人に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該推進法人に対して事業報告を求めることができる。

（改善命令）

第7条 町長は、法第49条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 町長は、前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項各号に該当していなかったことが判明したときは、法第49条第3項の規定により推進法人の指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、原則として聴聞を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第8号）により当該推進法人にその旨を通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該推進法人の名称

又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。